



いばらき賃上げ支援金

いばらき賃上げ支援金に最低賃金の地方上乗せ分の一部を補助する「地域賃上げ加算支援コース」を追加しました。

⚠ 締切間近！

賃上げ支援コース

- ・賃上げの対象時期
2025年4月1日～2025年10月11日
- ・賃上げ額
改正前の茨城県最低賃金+5円以下
(1,005～1,010円)の労働者の賃金を、35円以上引き上げること
- ・支給額
正規雇用労働者1人あたり5万円
非正規雇用労働者1人あたり3万円
- ・支給上限
1事業者あたり最大50万円

地域賃上げ加算支援コース

- ・賃上げの対象時期
2025年4月1日～2025年10月12日
- ・賃上げ額
1時間当たりの賃金が
「1,068円」以下の労働者の賃金を
「1,074円」(*)以上に引き上げること
※改正後の茨城県最低賃金
- ・支給額
正規雇用労働者1人あたり5千円
非正規雇用労働者1人あたり3千円
- ・支給上限
上限なし

💡 要件を満たした場合は、どちらのコースも申請できます。

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
※公益法人、協同組合、個人事業主等(労働者を1人以上雇用しているものに限る)も含む。

対象労働者

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること

申請期間

2026年1月30日(金)

※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。

申請・問合せ 窓口

いばらき賃上げ支援事業事務局
茨城県水戸市城南2丁目10-6 ガーデنز水戸1階
コールセンター:050-3385-8075
(受付時間:平日 午前9時～午後5時)

申請特設ページ

